

## 平塚市特別の理由による任意予防接種費用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受けた者が、骨髄移植等の医療行為により免疫が低下又は消失し、再度、任意で予防接種を受ける場合（以下「再接種」という。）に伴う費用の全部又は一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による補助の対象者は、再接種を受ける日において、市内に住所を有する者のうち、骨髄移植等の医療行為により、接種済みの予防接種の効果が期待できないと医師に判断された者とする。

### (補助対象となる予防接種)

第3条 補助の対象となる予防接種は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病にかかるものであること
- (2) 使用するワクチンが、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の規定によるものであること
- (3) 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の6の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては、20歳に達するまでの間の接種であること

### (補助金の額)

第4条 補助金の交付金額は、当該予防接種に係る費用として医療機関に支払った額とする。ただし、本市の予防接種事業に係る契約金額を上限とする。

### (受診方法)

第5条 再接種を希望する者は、接種を受ける前に再接種実施依頼書交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して市長に提出し、再接種実施依頼書（第3号様式）の交付を受けなければならない。

- (1) 特別の理由による任意予防接種費用補助に関する医師の理由書（第2号様式）
- (2) 骨髄移植等の特別な理由が生じる以前の予防接種の履歴の写し

2 前項に規定する再接種実施依頼書（第3号様式）の交付を受けた者は、再接種実施依頼書（第3号様式）を実施医療機関に提出の上受診し、当該予防接種に係る費用を実施医療機関に支払うものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、接種後速やかに再接種費用補助金交付申請書兼請求書（第4号様式）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、申請期限は、該当する予防接種の最後の接種日から起算して1年以内とする。

（1） 当該予防接種に係る予診票

（2） 領収書の写し

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を速やかに再接種費用補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するとともに、交付決定したときは、第4条に定める補助金の額を限度とし、補助金を交付するものとする。前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、予防接種償還金交付決定通知書（第4号様式）により、申請した者に通知するものとする。ただし、平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例9号。以下「条例」という。）第8条に基づき、条例第2条第2号、同条第4号又は同条第5号に該当するものは、補助金の支払対象外とする。

（補助対象からの排除）

第8条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

（1） 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

（3） 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

（4） 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(不正利得の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により償還金の交付を受けた者があるときは、市長は、その者から償還金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期限)

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。